

## 総合計画における数値目標（指標）設定について

## 原則

- ◆ 「将来都市像」又は「実現に向けた取組」の実現度を長期的、継続的に測定できるもの。
- ◆ 進行管理を行う“ものさし”となるため、途中で変更するといったことは想定していない。

## 現状

現状では、以下のような指標が見受けられる。

- ◆ 毎年測定できない
- ◆ 施策の目標と合わない
- ◆ 成果指標（事業の成果を測る指標）が測定できない ⇒ 指標のための調整が必要となる
  - 各部署で適切な成果指標を設定できていない
- ◆ 内容が甘いため、計画途中で達成できてしまう
- ◆ 社会情勢の変化に対応しづらい
- ◆ PDCA サイクルに対応していない

## 次期総合計画での数値目標（指標）設定について

- ◆ まちづくり方針（政策）に、SDGsの指標（毎年測定可能なもの）を設定する。
  - （まちづくり方針部分に、関連するSDGsのアイコンを表記する）【別紙①】
- ◆ その他は、実施計画上に、施策の目標を意識した適切な活動指標（活動量や活動実績を測る指標）を設定し、短期間での推移を測定する。【別紙②】
  - ◇ ⇒ 実施計画は毎年度見直しを行い策定しているため、変化への対応が可能。
  - ◇ ⇒ 指標達成後は、次の別指標又はトレンド指標へ切り替えが可能。
- ◆ 重点テーマ（現リーディングプロジェクト）には詳細な取り組みや事業は記載せず、
  - 方針のみ表記する。
- ◆ 重点テーマに関係する施策・事業は基本計画内にアイコンなどを用いて表記する。

## 《指標の設定イメージ》【別紙②】

	まちづくり方針（政策） 《基本構想》	施策 《基本計画》	施策・事務事業 《実施計画》
	指標の有無		
第4次総合計画	×	○	×
第5次総合計画	○	×	○

まちづくり方針とSDGsの紐付け（例）

【関連目標】



SDGs 指標の考え方をういて  
独自で設定すること想定。  
計画書上にはSDGs 指標は標  
記しない。

項目	階層	番号	内容
総合計画	まちづくり方針	1	まちづくり方針安全でいつも安心して暮らせるまちづくり 分野： 防災、水害、消防、防犯、交通安全、消費者行政



まちづくり方針に指標を設定

SDGs	指標	番号	SDGs 指標	市レベルでの指標
		3.6.1	道路交通事故による死亡率	市内での道路交通事故による死亡率
		11.c.1	現地の資材を用いた、 <u>持続可能で強靱（レジリエント）</u> で資源が効率的である <u>建造物の建設及び改築に割り当てられた後発開発途上国への財政援助の割合</u>	市内住宅の耐震化率
		16.1.4	自身の居住区地域を一人で歩いても安全と感じる人口の割合	市内での犯罪件数

●基本計画イメージ(案)

【まちづくり方針1】 安全でいつも安心して住めるまちづくり

【施策1-1】 防災体制の充実

【目指す姿】 災害に対する体制づくりに取り組み、地域防災力を向上させている

【現状と課題】

- 本市では、都市化の進展に伴い、道路幅も確保された新市街地が広がる一方で、耐震基準が改正された昭和56年以前の建築物も多く、切迫性の高いと言われている首都直下地震による被害拡大が懸念されます。
- 震災被害を軽減するためには、地震ハザードマップを活用し、大地震による建築物の危険度の周知に努め、住宅の耐震化を促進することが重要です。
- 震災対策では、老朽化した橋梁の架替え・長寿命化や緊急輸送道路の安全点検など、安全性の確保が必要です。
- 自然災害のほかに、市民の生命を脅かす危機事案として、新型コロナウイルスやテロなどの武力攻撃災害などが挙げられ、それらの対策の充実が求められています。
- 自然災害も含めた、あらゆる危機事案に対する体制整備では、市民との協働の中で自主防災組織との連携が重要であり、自主防災活動の活性化への支援が必要です。
- 町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を基盤とした、災害時避難行動要支援者への支援体制の整備を図っていく必要があります。



【事業展開】【主なサービスや取組み】  
市全体の防災対策として、行政、市民ともに危機管理体制の整備にあたるとともに、防災情報の共有化を図り、災害に対する情報のネットワークの構築を図ります。

基本事業	取組み内容
1-1-1 危機管理体制の整備	○三郷市地域防災計画及び国民保護に関する三郷市計画の推進 ○物資等供給体制の整備
1-1-2 防災情報の共有化	★各種ハザードマップの普及 ○情報ネットワークの構築・充実
1-1-3 災害に強い都市基盤の整備	○防災機能の向上 ○災害に強い都市基盤の整備 ○災害に強い建築物の確保 ○建築物の防災化の促進
1-1-4 地域の防災力の向上	○地域防災基盤の充実 ○防災意識の啓発・高揚 ○災害時要配慮者・支援体制の確立 ○地域連携への対応

【行革のポイント】

- ◆災害に強い建築物の確保 住宅等の耐震化を促進する。
- ◆地域防災基盤の充実 自主防災組織への支援を行う。
- ◆防災意識の啓発・高揚 自主防災訓練や各種イベント・学校等における啓発活動を行う。

【関連する個別計画】  
三郷市地域防災計画  
国民保護に関する三郷市計画  
三郷市建築物耐震改修促進計画（平成28年度改定予定）

【用語解説】

- \*ライフライン(life line)：生命線。都市の水道・電気・ガスなどの供給施設。
- \*市街化区域：都市計画法に基づき指定された、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以上以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
- \*防火・準防火地域：都市計画法で定められた地域地区の一種で、延焼防止を目的として、建築物を構造の面から規制する地域のこと。

【私たちができること】(市民)  
地域の避難場所の確認、もしもの時の防災グッズの整備  
(職員)  
体制整備の市民への周知  
(企業)  
民間避難所の提供



●実施計画イメージ(案)

【まちづくり方針1】 安全でいつも安心して住めるまちづくり

【施策1-1】 防災体制の充実

【指標】

目標項目	現状値	目標値
①住宅の耐震化率	86.8%	95%
②市有建築物の耐震化率	98.5%	100%
③防災訓練指導者の在籍する自主防災組織の率	75.2%	100%

【事業展開】

○三郷市地域防災計画及び国民保護に関する三郷市計画の推進  
平成27年に改定した「三郷市地域防災計画」やわが国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、市民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定めた「国民保護に関する三郷市計画」により、迅速かつ的確に対応できる体制を確立します。

○物資等供給体制の整備  
避難場所等の備蓄品の充実を図り、飲料水の確保のため、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備に努めます。また、備蓄物資の不足分を補充するため、民間との協定締結により、物資等の確保を図ります。

★各種ハザードマップの普及  
ハザードマップは、市民が災害による危険を理解するのに有効な情報です。作成した地震・洪水ハザードマップの普及を図り、市民の「自助」「共助」の意識の向上に努めます。

○情報ネットワークの構築・充実  
災害時の迅速な対応、対策を実施するため、正確な情報把握や確実な情報伝達が行えるよう、防災行政無線（移動系）のデジタル化を進め、情報ネットワーク・システム構築に努めます。また、他機関とのネットワーク等を活用し、情報の有効活用を図ります。

○防災機能の向上  
災害に強いまちづくりを進めるため、土地区画整理事業等の都市基盤整備を推進するとともに、道路・公園などの都市施設の整備推進に努めます。

○災害に強い都市基盤の整備  
都市型災害への対応を図るため、上・下水道、都市ガスなど、管路の改良や老朽管の敷設替え、都市計画道路の整備、橋梁の耐震化等、ライフライン・施設の安全性の確保に努めるとともに、関係機関に対し施設整備を要請していきます。

○災害に強い建築物の確保  
災害による延焼を防止するため、拠点市街地や建物の密集度が高い市街化区域・を中心に、「都市計画法」に基づく防火・準防火地域・の指定拡大に努めます。また、三郷市建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅等の耐震化促進に努めます。

令和2年度

洪水ハザードマップ策定事業	環境安全部	危機管理防災課
ホームページに掲載することを目的とした外国語版の洪水ハザードマップの作成する。		
ハザードマップの作成	外国語に対応したハザードマップを作成する	新規
ホームページ掲載	作成したハザードマップをホームページに掲載する	新規

災害備蓄品整備事業	環境安全部	危機管理防災課
備蓄倉庫の設置及び備蓄品の配置、避難所となる施設の受水槽に、非常用給水栓（蛇口）の設置		
備蓄品配置	備蓄品を配置する。（避難所、帰宅困難者一時滞在施設、福祉避難所）	継続
非常用給水栓設置	受水槽に非常用給水栓（蛇口）を設置する	新規

ブロック塀等の安全確保事業	まちづくり推進部	開発指導課
地震により崩壊するおそれのある既存ブロック塀等の撤去を促進し、歩行者等の安全を確保する。		
補助金交付	ブロック塀等の撤去、建替え、改修等への補助	新規

耐震診断・耐震改修等費用助成事業	まちづくり推進部	開発指導課
旧耐震基準で建築された住宅の耐震化を促進する。		
戸別訪問	一戸建て住宅や分譲マンション管理組合への戸別訪問	継続
補助金交付	耐震診断・耐震改修・耐震シェルター等への補助	継続

令和3年度

★洪水ハザードマップ策定事業	環境安全部	危機管理防災課
ホームページに掲載することを目的とした外国語版の洪水ハザードマップの作成する。		
ハザードマップの作成	外国語に対応したハザードマップを作成する	継続
ホームページ掲載	作成したハザードマップをホームページに掲載する	継続

災害備蓄品整備事業	環境安全部	危機管理防災課
備蓄倉庫の設置及び備蓄品の配置、避難所となる施設の受水槽に、非常用給水栓（蛇口）の設置		
備蓄品配置	備蓄品を配置する。（避難所、帰宅困難者一時滞在施設、福祉避難所）	継続
非常用給水栓設置	受水槽に非常用給水栓（蛇口）を設置する	継続

令和4年度

災害備蓄品整備事業	環境安全部	危機管理防災課
備蓄倉庫の設置及び備蓄品の配置、避難所となる施設の受水槽に、非常用給水栓（蛇口）の設置		
備蓄品配置	備蓄品を配置する。（避難所、帰宅困難者一時滞在施設、福祉避難所）	継続
非常用給水栓設置	受水槽に非常用給水栓（蛇口）を設置する	継続